

〈2016年1月開始〉  
マイナンバー制度に関するお願い

# 金融機関への マイナンバー 提示について

法により  
〈個人番号〉・〈法人番号〉の  
提示をお願いする  
金融取引があります



## 信用組合が、 個人番号・法人番号の 提示をお願いする主な取引

\* 既存のお客さまにおきましても、個人番号・法人番号の提示をお願い致します。

### 個人のお客さま／個人番号



- 非課税預金（マル優・マル特）
- 非課税預金（財形住宅・財形年金）
- 投資信託・国債などの公共債  
証券取引全般
- 国外送金・受取り など

### 法人のお客さま／法人番号



- 定期預金・通知預金
- 定期積金
- 投資信託・国債などの公共債  
証券取引全般
- 国外送金・受取り など

\* 信用組合へ出資する際にも、個人番号・法人番号を提示していただく場合があります。

\* 信用組合では、個人番号・法人番号を法定調書への記載などに利用します。

## 法人に指定される「法人番号」について

- ◎ 1法人に1番号を国税庁長官が指定します。  
支店、営業所等には番号は指定されません
- ◎ 13桁の数字からなる番号です
- ◎ 「法人番号通知書」により通知されます
- ◎ 法人番号は、国税庁のweb上の法人番号公表サイトで基本3情報が公表されます  
\* 人格のない社団等については同意のうえ公表  
\* 公表情報は、商号（名称）・本店（主な事務所）の所在地・法人番号
- ◎ 個人事業主の方には法人番号は指定されません
- ◎ 利用制限等はとくにありません
- ◎ 金融機関が法令により提示を求める場合は、提示書類が定められています

マイナンバー制度のお問合せは

マイナンバー総合フリーダイヤル  
0120-95-0178（無料）

平日 9:30 - 22:00  
土日祝日 9:30 - 17:30  
（12月29日～1月3日を除く）

マイナンバーを  
利用したサギにご注意ください



## はじめに

マイナンバーとは番号法により、住民票を有する全ての方に、市町村が指定する「個人番号」のことで、1人1番号です。法人についても法人を識別するため「法人番号」が指定されます。

番号法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

## マイナンバーの目的

社会保障・税・災害対策の分野で、番号を利用して国等が保有する情報を効率的に結び付け、公正な給付と負担、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を図ります。

## 個人番号

- 個人情報につながる番号のため、その利用・提供については法律で限定されています。それ以外については、本人の同意があっても、原則利用できません。
- 個人番号は、12桁の数字です。
- 住民票を有する全ての方に与えられます。住民票のある外国籍の方にも通知され、住民票のない方には通知されません。

## 金融機関と個人番号・法人番号

マイナンバー制度に関し、金融機関との取引にあたって、税務署への届出書類等にお客さまの個人番号・法人番号を記載する取引がございます。

法令に基づき提示していただく個人番号・法人番号は、番号法等の法律に従い取扱わせていただきます。

## 個人番号を確認させていただくもの

### ●「通知カード」

各人のマイナンバー（個人番号）が記載されています（紙製）。

\*個人番号カード交付に際し、市町村に返納します。

### ●「個人番号カード」

申請することで交付されます（当初無料）。表面に氏名・住所・生年月日・性別と顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）とマイナンバー登載のICチップ付カードです。

カードには有効期限があります（20歳以上10年、20歳未満5年）。

写真付の公的な本人確認書類として利用する場合は、裏面のマイナンバー部分の提示は不要です

### ●「個人番号記載の住民票（記載事項証明書）」

\*交付から6か月以内のもの

◆マイナンバー（個人番号）を提示いただく場合は、個人番号と本人の確認を行います

個人番号 + 本人確認

### 主な方法

- ①個人番号カード
- ②通知カード + 本人確認書類
- ③個人番号のある住民票等 + 本人確認書類

※本人確認書類とは

（写真付でないものは、2つ以上）

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・年金手帳
- ・健康保険等の被保険者証 など

◆金融機関に法人番号を提示いただく場合・税法等により提示が必要な取引・

- ①法人番号通知書（交付から6か月以内）
- ②法人番号通知書 + 法人確認書類
- ③法人番号印刷書類\* + 法人確認書類

\*国税庁webサイトから印刷したもの

※法人確認書類とは

- ・登記事項証明書
- ・税金の領収証書、納税証明書 など

（注）金融機関へ提示する法人番号印刷書類及び法人確認書類は提示日前6か月以内のもの。